

佐賀県告示第 270 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 3 年 8 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 寿楽	三養基郡基山町大字園部 2307 番地	令和 2 年 4 月 1 日
回生薬局本店	伊万里市立花町 3520-6	令和 2 年 5 月 25 日
栗田歯科医院	唐津市七山滝川 1254 番地	令和 2 年 6 月 1 日
医療法人慈孝会七山診 療所	唐津市七山滝川 1254 番地	〃
たじま脳神経外科クリ ニック	唐津市坊主町 532 番地 2	〃
一般社団法人唐津東松 浦薬剤師会薬局七山店	唐津市七山滝川 1254 七山市 民センター地内	〃